土木工事標示板等設置基準

令和 8 年 10 月

兵庫県土木部

附　則

この基準は令和８年 10 月１日より適用する。

１　目的

この基準は、兵庫県土木部所管の全ての工事について、県民及び通行者に理解と協力を求め、かつ行政広報活動を図ることを目的に定める。

また、県民及び通行者が兵庫県土木部所管工事であることを認識しやすいように様式及びデザイン等の統一を図る。

２　適用

兵庫県土木部所管の全ての工事に適用するが、少額であること、あるいは、短期間であることなどの理由で発注者が標示板の設置効果がないと判断したときは、標示板を設置しないことができる。

３　設置基準

原則として、工事毎に設置するものとする。

４　設置場所

①工事区域内（公共用地）又はその付近で広報効果の高い位置を選ぶものとする。
②法令等の遵守及び土地所有者の承諾等を得るものとする。
③道路管理者、河川管理者等それぞれの管理者の承諾を得るものとする。
④交通管理者からの指摘及び地元から移設の要望があった場合は、速やかに設置場所を見直すものとする。

５　構造等

標示板は、耐風雨性のある材質を用い、飛散して他に危害を及ぼすことのないような強固な構造にするものとする。夜間においては遠方から確認しやすいように反射加工を施すものとする。

６　設置者及び管理者

設置者及び管理者は、受注者とし、工事着手前に設置場所及びデザイン等について発注者と協議を実施するものとする。また、台風の発生時や大雨が予想される場合は、安全対策を講じるものとする。

７　土木工事標示板の設置

標示項目については、原則として次に示す項目を標示するため、設置するものとし、標示項目及びデザインは様式１を原則とする。

①協力依頼
②工事目的（表１）
③週休２日の取り組み
④兵庫県マスコットはばタンイラスト
⑤工期完了日
⑥工事名
⑦発注者名（電話）
⑧受注者名（電話）



様式１　土木工事標示板

（注１）　色彩は、「ご協力をお願いします」の協力依頼及び「(○) ○○地区○○工事」の工事名については、図１に示すグラデーションに白字とし、「○○を守るため、○○○○○を整備しています」等の工事目的、工事完了日（枠含む)、発注者名(電話)、受注者名（電話）については黒字とする。「週休２日に取り組んでいます」の標示は赤字とする。標示板に余白は設けず、標示板の足の塗装色は青色とする。標示板は反射加工を行ったものとする。

（注２）　第１次国土強靭化実施中期計画に基づく工事については、工事目的の標示に加えて「国土強靭化対策工事（国土強靭化実施中期計画)」と標示すること。

（注３）　週休２日を実施しない工事は、週休２日に関する標示を外すこと。

（注４）　「○○を守るため、○○○○○を整備しています」等の工事目的を標示した右横に兵庫県マスコットはばタンイラスト①（図２）を標示し、イラスト下部にキャプション（©兵庫県2026）を標示すること。

（注５）　社旗がある企業は、受注者の点線枠内に標示するものとする。

（注６）　その他標示板内に標示したい取組がある場合は、受発注者間で協議すること。

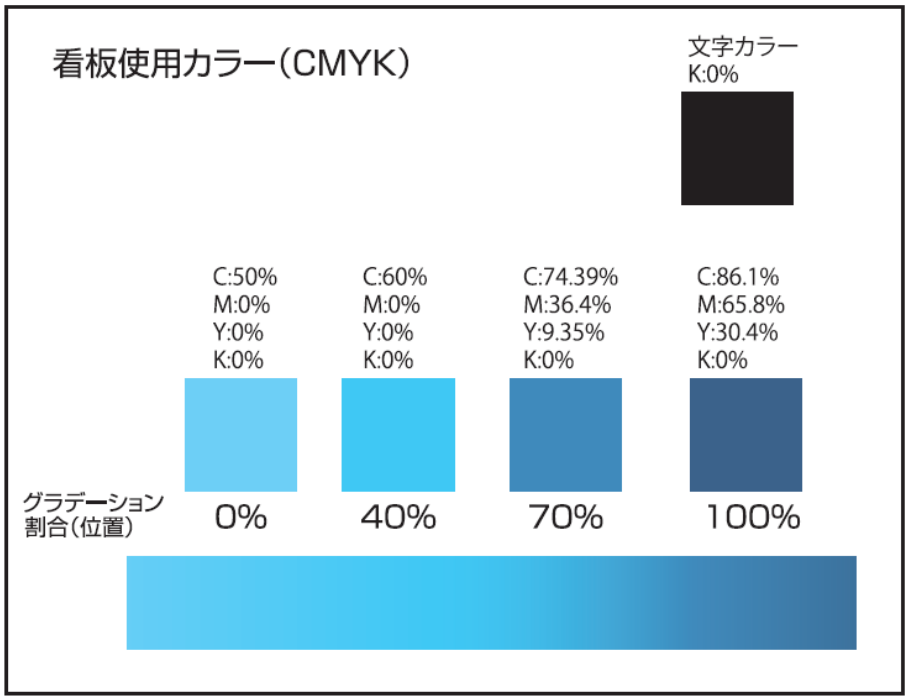


図１　様式１土木工事標示板グラデーションカラー



©兵庫県2026

図２　兵庫県マスコットはばタンイラスト①

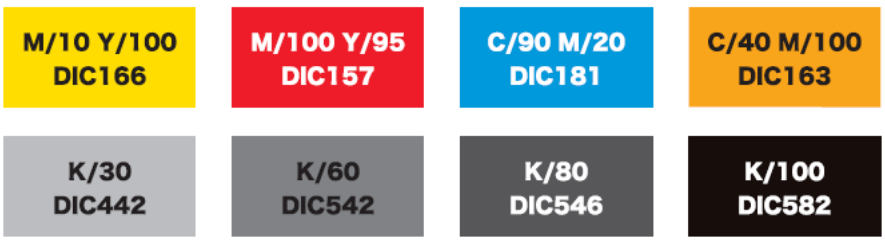


図３　兵庫県マスコットはばタンイラスト①の使用カラー（ＣＭＹＫ）

表１　工事目的の主な記載例

基本例	○○を防ぐため、○○を○○○○○しています
	○○を守るため、○○を○○○○○しています
	○○を点検するため、○○を○○○○○しています

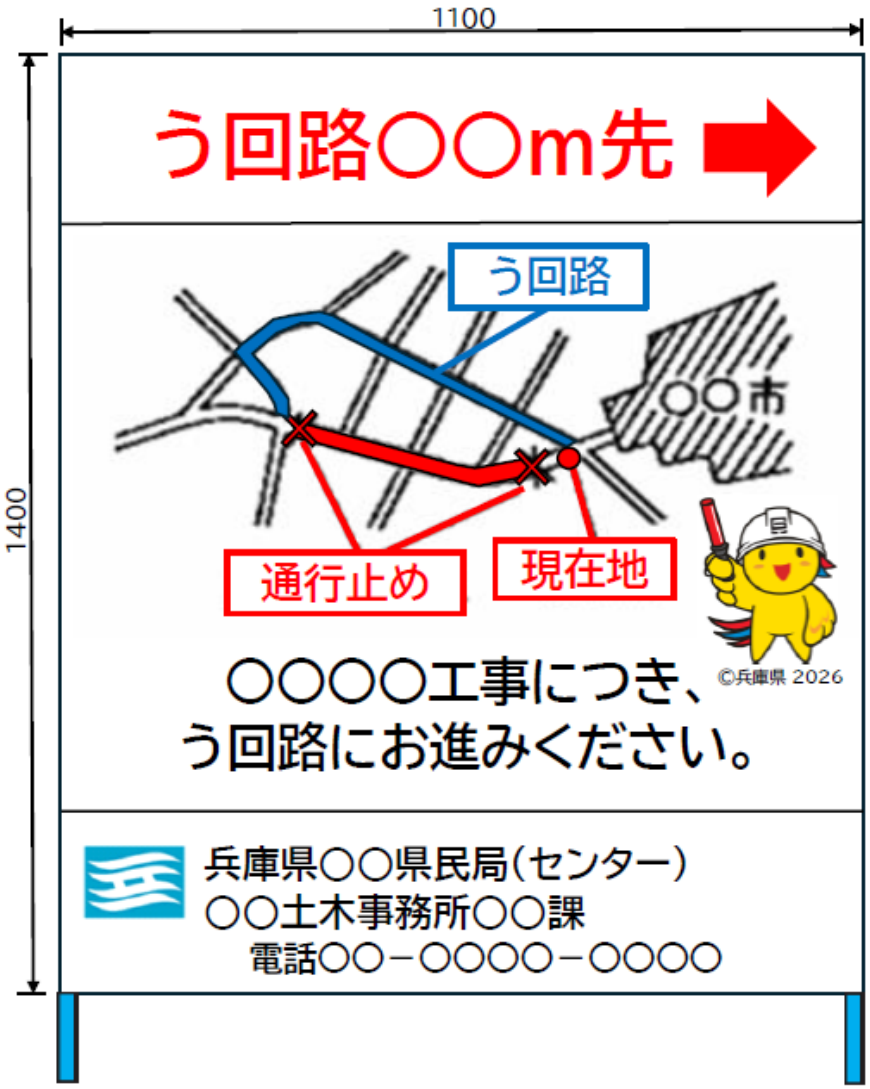
主な工種	記載例
築堤	洪水被害を防ぐため、堤防を整備しています
河道掘削	洪水被害を防ぐため、土砂を撤去しています
護岸	○○を守るため、護岸を整備しています
堤防除草	堤防を点検するため、草を刈っています
河川樹木伐採	河川の流れを良くするため、樹木を切っています
法面補修	堤防強化のため、のり面を補修しています
老朽化対策	施設の機能を保つため、○○を補修（更新）しています
無動力化・自動化・遠隔化	施設の機能を向上させるため、無動力化（自動化・遠隔化）を行っています
環境整備	良好な水辺空間創出のため、○○を整備しています
災害復旧	壊れた護岸を直しています
	堤防を強くするため、○○を整備しています
離岸堤 人工リーフ	高波から海岸を守る施設を整備しています
砂防堰堤	土砂災害を防ぐため、砂防堰堤を整備しています
地すべり対策 （排水ボーリング工）	地すべり災害を防ぐため、地下水を抜いています

・主な工種等の記載に加え以下を記載する。（対策又はプロジェクト名等）

対策工事	記載内容
流域治水プロジェクト関係工事	○○水系流域治水プロジェクト
緊急治水対策プロジェクト関工事	○○川緊急治水対策プロジェクト
防災・減災対策に資する工事 （総力戦で挑む防災・減災プロジェクト）	いのちとくらしをまもる防災減災
「第１次国土強靭化実施中期計画」に基づく工事	いのちとくらしをまもる防災減災 国土強靭化対策工事（国土強靭化実施中期計画）
「第１次国土強靭化実施中期計画」に基づく工事（砂防関係工事）	いのち、くらし、産業・なりわいをまもる土砂災害対策 国土強靭化対策工事（国土強靭化実施中期計画）

８　交通規制標示板の設置

通行止め及び迂回路を設置するなど交通規制を行う場合は様式２の標示板を設置すること。道路工事に限定せず、通行止めを行う全ての工事を対象に設置するものとする。



様式２　交通規制標示板

（注１）　色彩は、「う回路」の文字を青字、う回区間を青着色。、「通行止め」、「現在地」の文字を赤字。通行止め区間を赤着色。その他の文字及び枠線については黒字、下地を白色とする。

（注２）　図横に兵庫県マスコットはばタンイラスト②（図４）を標示し、イラスト下部にキャプション（©兵庫県2026）を標示すること。

（注３）　その他標示板内に記載したい項目がある場合は、受発注者間で協議すること。



©兵庫県2026

図４　兵庫県マスコットはばタンイラスト②

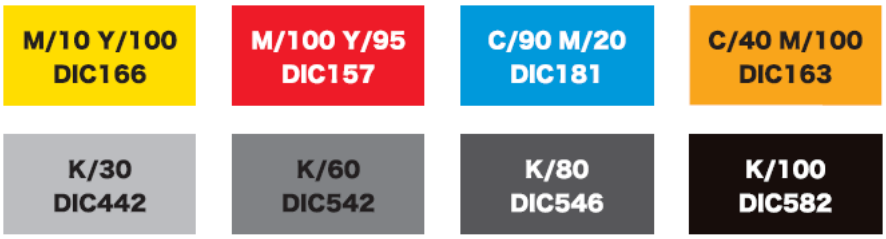


図５　兵庫県マスコットはばタンイラスト②の使用カラー（ＣＭＹＫ）

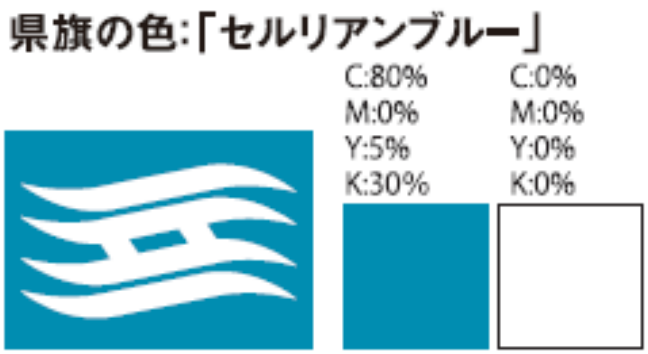


図６　様式１、様式２県旗の使用カラー（ＣＭＹＫ）

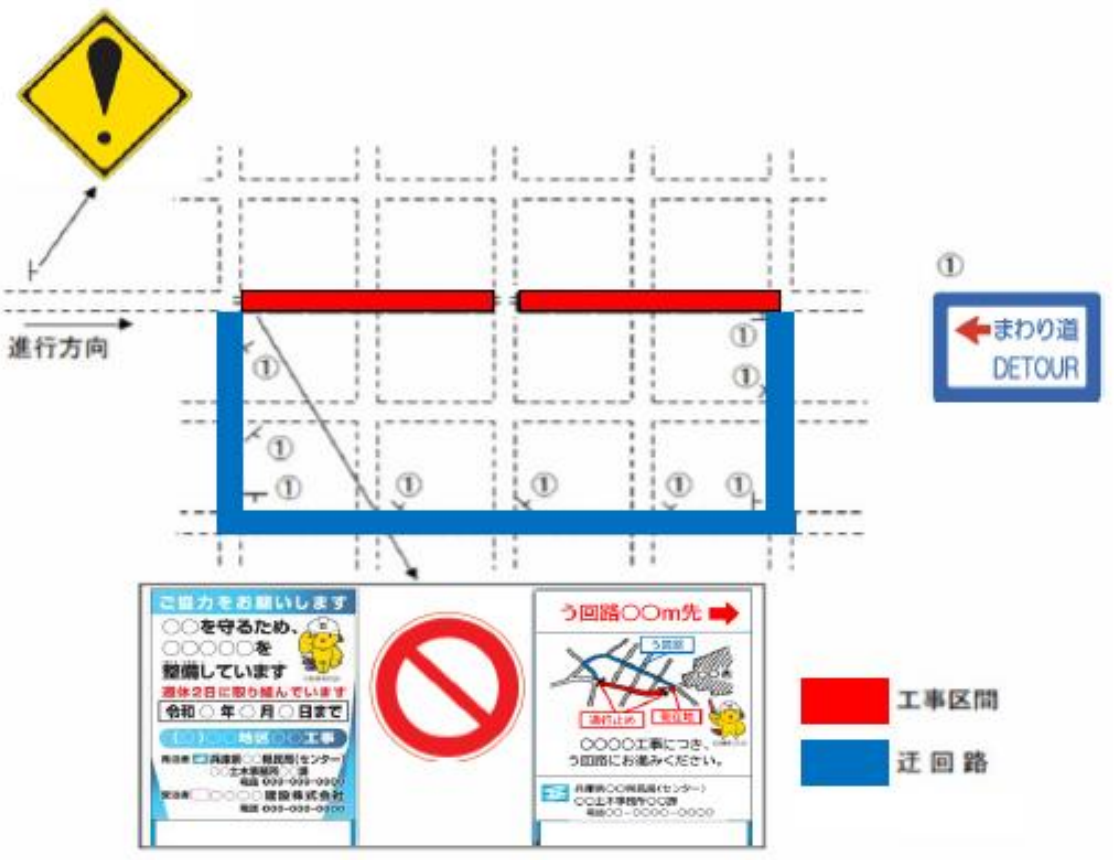


図７　工事中迂回路の標示例（市街地の場合）

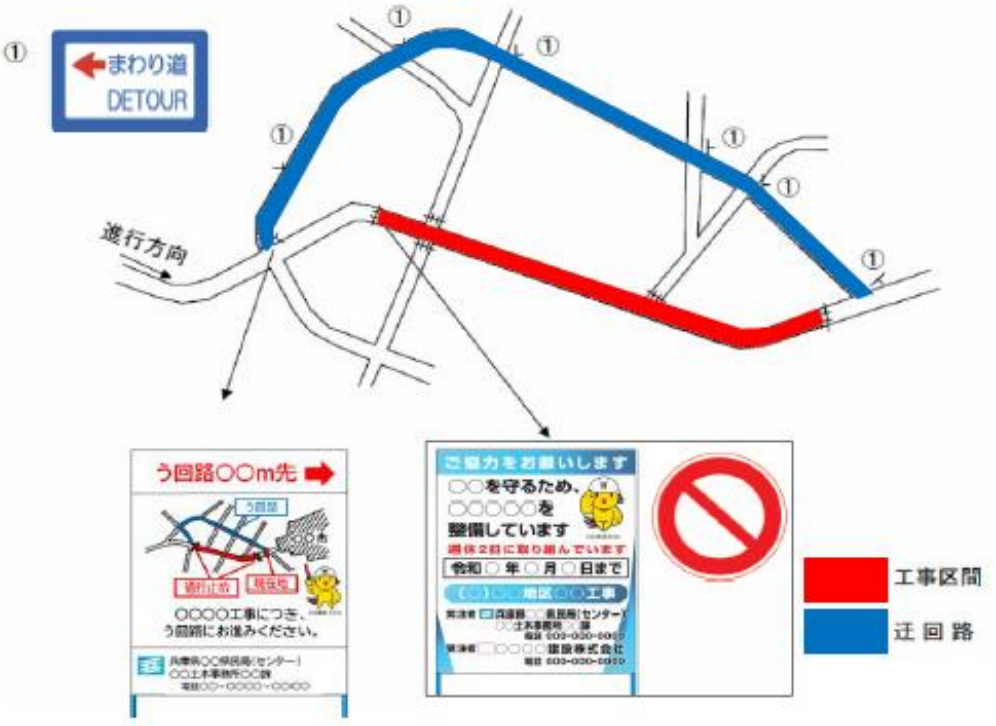


図８　工事中迂回路の標示例（地方部の場合）

９　防護施設の設置

車両等の侵入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の巾１０㎝）を用いるものとする。

10　管理

工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認しやすいように照明又は反射装置を施すものとする。

11　道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置

道路工事がなぜ行われているのか、いつ終わるのかを利用者に分かりやすく周知し、道路工事に対する理解を促進するために、道路工事現場周辺地域に対し工事情報を提供する工事情報看板及び工事説明看板の設置について下記のとおり定める。

（１）工事情報看板の設置について

予定されている道路管理者の行う道路工事（以下「道路工事」という。）に関する工事情報を提供するため、道路工事を開始する約１週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板（様式３又は様式５）を、道路工事が予定されている現場付近に設置するものとする。

（２）工事説明看板の設置について

実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板（様式４又は様式６）を、道路工事現場付近に設置するものとする。

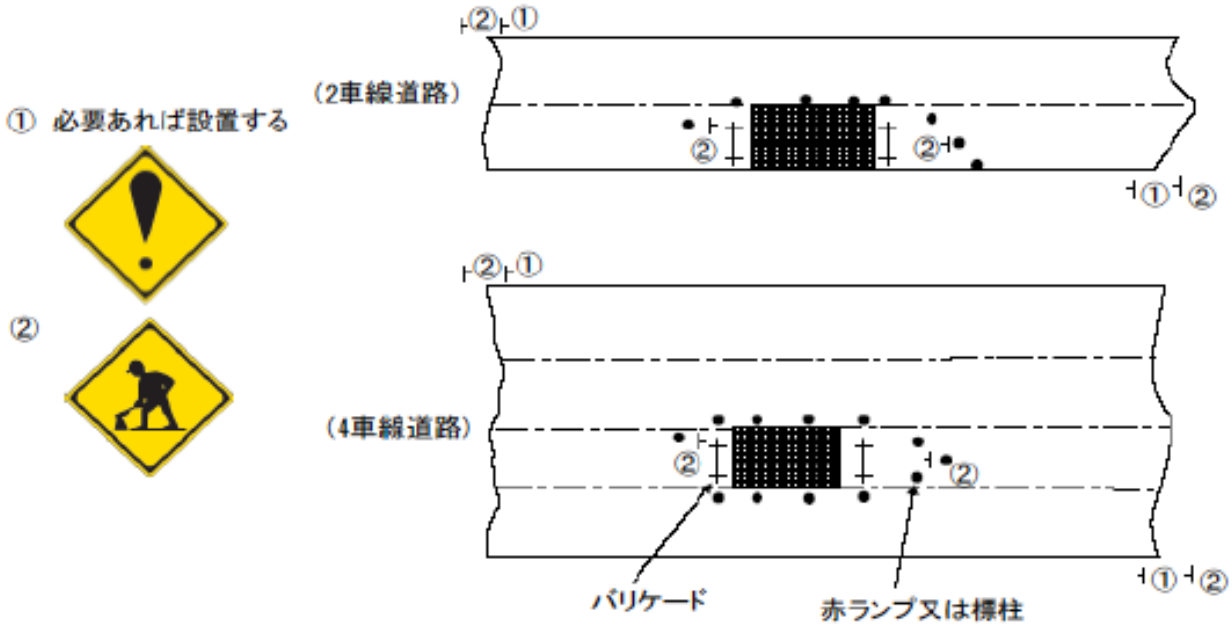
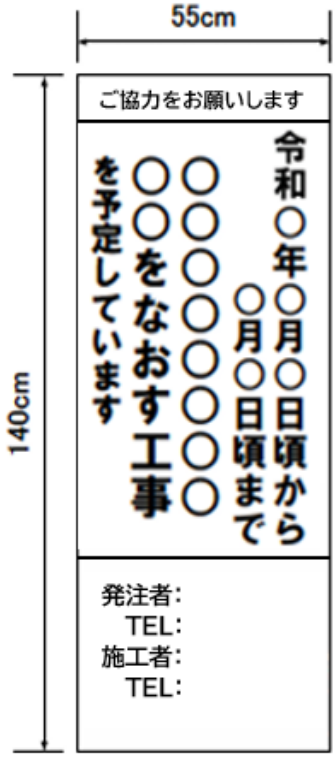
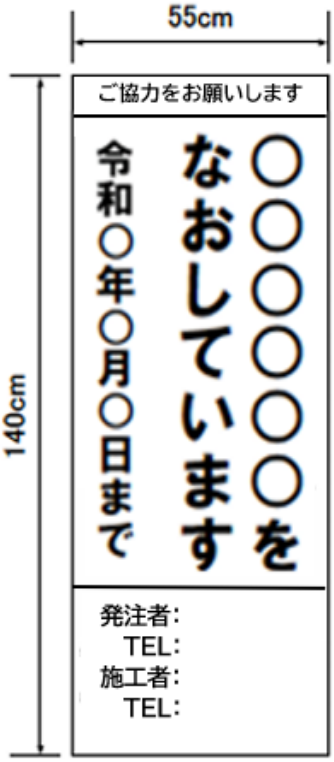


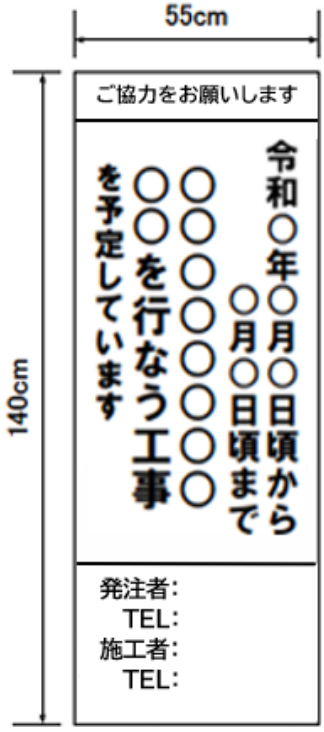
図９　車線の一部分が工事中の場合の標示例



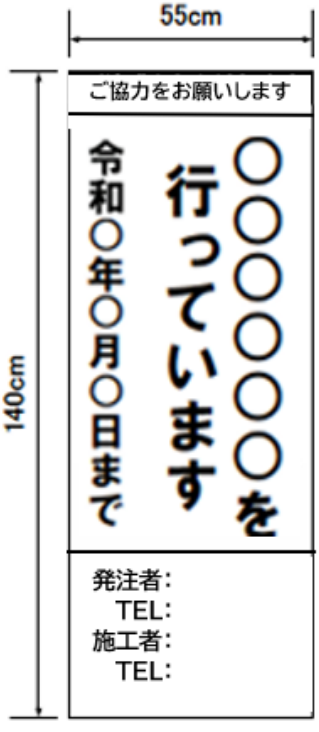
様式３　工事情報看板（道路補修工事）



様式４　工事説明看板（道路補修工事）



様式５　工事情報看板（占用企業工事）



様式６　工事説明看板（占用企業工事）

（注）　日付の数字は赤字とし、その他の文字及び線は黒色、下地を白色とする。

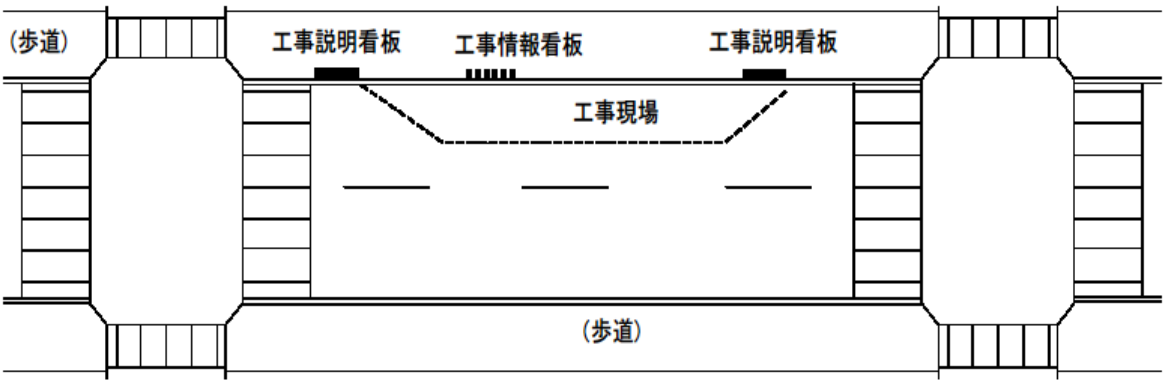


図10　工事情報・説明看板の設置場所